

2026年7月22日
四国電力送配電株式会社

託送供給等約款の認可について

当社は、本年6月24日、電気事業法第18条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に託送供給等約款の変更に係る認可申請を行いました。

経済産業省の審査を経て、本日、経済産業大臣の認可を受けましたので、お知らせいたします。

なお、今回認可された託送供給等約款の実施時期は、2026年10月1日となります。

- ・参考資料

託送供給等約款の変更認可申請について（2026年6月24日お知らせ済み）

以 上

2026年6月24日
四国電力送配電株式会社

託送供給等約款の変更認可申請について

当社は、本日、電気事業法第18条第1項^{※1}の規定にもとづき、「託送供給等約款^{※2}」の変更認可申請を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

1. 主な変更内容

(1) 大規模需要の系統接続に係る規律

国の審議会^{※3・4}において、系統容量を長期間確保されることを防ぐ観点から、特別高圧の需要地点について、

- ・供給承諾から工事費負担金の入金までの期限を3ヶ月以内とし、期限が守られない場合は接続供給契約における当該地点の契約申込を解除すること
- ・供給対策工事および技術検討の結果に影響を及ぼす需要家都合による契約申込の不備または変更が発生した場合は契約申込を取り消すこと

が整理されたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。

(2) 発電設備等の系統アクセス手続きに係る規律

国の審議会^{※5}において、系統容量を長期間確保されることを防ぐ観点から、非FIT/非FIP電源について、発電量調整供給契約申込み時に事業用地の使用権原を証する書類を連系承諾から2ヶ月以内に提出することを要件とし、提出されない場合は連系予約を取り消すことが整理されたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。

2. 実 施 日

2026年10月1日を予定しています。

3. 添 付 資 料

[託送供給等約款変更認可申請書](#)

※1：電気事業法第18条第1項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

※2：小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたもの。

- ※３：第４回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会／電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 次世代電力系統ワーキンググループ（２０２５年９月２４日開催）
- ※４：第１０回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会／電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 次世代電力系統ワーキンググループ（２０２６年４月１６日開催）
- ※５：第６回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会／電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 次世代電力系統ワーキンググループ（２０２５年１２月２４日開催）

以 上